

バーナード＆ヘレン・ボザンケの福祉政策論 —「慈善組織協会」の社会哲学とソーシャル・ワーク—

江里口 拓

1、「多数派」と「少数派」の対立をめぐって

ヘレン・ボザンケ (Helen Bosanquet 1860-1925) とバーナード・ボザンケ (Bernard Bosanquet 1848-1923) は、「救貧法王立委員会」の『多数派報告』を提出した中心人物として、『少数派報告』のウェップ夫妻と対称的に描かれてきた¹⁾。具体的には、「救貧法から福祉国家へ」という図式のもとで、ウェップには福祉国家の先駆者、ボザンケには古い救貧法の擁護者というレッテルが貼られてきた。本稿では、こうした通説的理解を相対化し、『多数派』と『少数派』との間の対立が、結局は、福祉政策の基礎としての主体像の差異に求められることを明らかにする。具体的には、ウェップ夫妻との比較を通じて、ボザンケの福祉政策論の特徴と、その背後にあった社会哲学に注目してみたい。

さてボザンケの救貧法改正をめぐる基本スタンスを正しく理解するには、通説的な救貧法史への見直しと、論敵とされてきたウェップとの状況把握の類似性にひとまず着目すべきである。通説によれば、「新救貧法」(1834年)は労働市場のレッセ・フェールを確立し、貧民に過酷な救貧行政を確立したと思われてきた。しかし、近年の歴史研究は、こうした通説的理解とは非常に乖離した救貧行政の実態を描き出してきた²⁾。「新救貧法」は、「ワークハウス原則」、「劣等待遇」、「全国的統一性」³⁾などの厳格な原則をもとに救貧行政を刷新するかと思われたが、実際には救済原則は弛緩し、中央からの命令に服さない末端組織（教区連合）も放置され続けた面があった。E.チャドウィック (Edwin Chadwick 1800-1890), N.シニナー (Nassau Senior 1790-1864) らとともに想起される明確な原理（哲学的急進派、古典派経済学）と、制度運営の実態は非常に異なっていたのである。1869年に「ゴウシェン回状」が救済原則の引き締めを図つてのち、救貧行政の弛緩と混乱は20世紀初頭まで続く。さらに「綿花飢饉」

(1861年), 「チェンバレン回状」(1886年)などを契機に, 救貧行政から失業対策が分離・独立していった。「救貧法に関する王立委員会」設置（1905年）の背景にはこうした救貧行政の混乱があった。ボザンケ, ウェップ両者の救貧法に対するスタンスは, こうした「新救貧法」における理念と実態のズレという特有の背景に照らしてはじめて理解できるのである。

救貧法の現状に対するボザンケの基本スタンスは, 公私の救貧制度を悪用しようとする怠惰な貧民の存在であった。こうしたスタンスは「慈善組織協会」(Charity Organisation Society, 1869年設立, 以下COSと略)での活動を通じて形成された(Bosanquet, B. 1909-10, 253)。1869年の「ゴウシェン回状」は, 救貧法の基本原則の弛緩を危惧し, 「ワークハウス外救済」の抑制, 私的慈善と救貧法との協働などを勧告したわけだが, 同年に設立されたCOSはこのような時代背景から強く影響されていた⁴⁾。COSの基本方針は, 各ケースに応じた物質的救済の基準額を確定し, 救貧法と私的慈善が相互に活動を調整することにあった⁵⁾。バーナード・ボザンケは, COSの設立当時を回顧して, 公的および私的な貧困救済活動が無原則に「施し」(doe)を行い, 人々を「貧困へ堕落」させ, 資金も浪費してしまっていた, と振り返る(Bosanquet, B. 1892-1893, 62)。こうした救済活動の混乱は, 援助の「重複」や「賃金の切り下げ」などを促すことで, 結局は労働市場を忌避した貧民による救済制度の悪用と「堕落」を生み出しているのであった(Bosanquet, B. 1892-93, 63-64)。

他方で注目すべきは, 救貧法の混乱に関するウェップの状況把握も, ボザンケのそれと非常に近かったことである。彼らは救貧行政の根本問題が「混乱と非専門的管理運営」にあると指摘し, 例として「一般混合ワークハウス」(General Mixed Workhouse) をあげた。「一般混合ワークハウス」とは, 児童・高齢者・精神障害者・労働可能者(失業者)など, 処遇方法が異なるはずの対象者を同一の施設(ワークハウス)にまとめて処遇するものであった。すでに1834年の時点で処遇の専門性欠如という理由から廃止勧告されていたが, 20世紀初頭においても多数存在しており, 救貧行政の混乱を象徴していた。ウェップは, 「これらの施設は, 収容者のあらゆる階層の性格に対し, 抑圧的で後退的で積極的に有害な破壊的影響を与え」, 「彼らをレスペクタブルで独立した市民生

活に不適格にする」と述べ、貧困者の性格への悪影響に着目していた（Royal Commission, 1909, 738, Webb, S. & B. 1909, 25）。「ワークハウス外救済」（Outdoor Relief）にも問題があった。1834年「新救貧法」において禁止されたにとかかわらず、労働可能者への「ワークハウス外救済」は常態化し、処遇も混乱していた。「年400万ポンド⁶⁾ 近い金額が、中央の監査・統制もなく、統一原理もなく、場所毎に異なり、施しや給付として与えられ続けている」。ウェップは、「ワークハウス外救済」の難点が、貧困者の実態把握の欠如にあると見た。貧困者の家計は、稼業、慈善、親類の仕送り等の複雑な所得源泉に支えられているが、実態調査がないから給付金額も低い方をとって「飢餓をしのぐわずかな金額」にならざるを得ない。また、給付金の使途はなんら監視されず「不衛生、不服従、悪弊に満ちた生活への補助金」になっていると（以上、Royal Commission, 1909, 769-70, Webb, S. & B. 1909, 78-80）。

つまり、ウェップもボザンケと同様に、現状の混乱が怠惰な貧民を助長し、悪弊を増大させていると認識していたのである。キッド（Kidd 1996）が指摘したように、貧民の道徳、生活態度にさかのぼった貧困観はボザンケらCOS派に限らずウェップにも見られたことは注目されてよい⁷⁾。その意味で、両者はヴィクトリア的価値観の継承者でもあったと言うことが可能かもしれない。

両者の違いは、貧民の道徳、生活態度などの問題を含めた貧困問題の解決のための対処方法をめぐるものであった。ボザンケは私的慈善などの中間組織の可能性を、ウェップは行政機構の改革に着目していった。実際、『多数派報告』、『少数派報告』において、両者は救貧法の廃止という点で一致したが、福祉行政の再編方法をめぐってするどく対立した。『多数派報告』の主張は、刷新された福祉行政のあらゆる面で、私的な慈善が大きく関与すべきことであった。他方で、『少数派報告』は、福祉行政を中央・地方の専門機関にゆだね、貧困原因にそくした専門的処遇を主張した。

それでは、『多数派』における慈善の積極的意義はどこにあったのだろうか。ボザンケ自身が認めているように、このこともCOSの実践の中で形成された。すでに、述べたように、無原則な救済が貧民の怠惰を助長するとすれば、これを是正するのが「組織化」であった。つまりCOSが中枢となって、多元的な慈

善活動を一元的に「組織化」することで、相互の情報交換と統一的な援助方針をもって処遇を行うことができる。このことで「慈善のカオスが秩序だった友愛的近隣意識に転換する」であろうというバーナード・ボザンケは、「組織化」が依拠する「単一原則」を「市民精神の回復・維持」として明確に規定した（Bosanquet, B. 1892-93, 65）。ここでいう「市民」とは、他者からの施しを受けることなく「自立」生活を送っている「レスペクタブル」な人々のことである。

こうした「市民」としてのあり方を回復・促進するにあたっては、COS実践で形成されたソーシャル・ワークの技術こそがふさわしいとされる。たとえば友愛組合、労働組合（共済制度）のように、労働者階級の比較的上層については一種の保険制度が有効に機能していることをボザンケは重視する。これらの掛け金がきちんと支払われていれば、疾病等による一時的な所得断絶の際にも家族の収入はとぎれない。したがって貧民への生活指導においては、こうした「儉約制度」への加入・継続を促す「教育」も重視される。もし、対象者に充分な収入があるのに掛け金の支払いがなされない場合には、「説明をともなった（金銭援助の）拒否」も必要となる。ボザンケのソーシャル・ワーク論は、例えば臨床心理学のような技術的知識というよりも、社会哲学の色彩が強い。「慈善組織運動は、‥規則を持たず原則のみを持っていることを誇りにしている。この原則とは、市民精神の支持および回復である。あらゆる手段は、この目的を導くものであれば善なのだ」とバーナード・ボザンケは力説する（Bosanquet, B. 1909-10, 256）。

ボザンケによる慈善の重視は、福祉行政への軽視と表裏一体であった。「公的資金によって直接に捻出される国家主導のサービスよりも、〔慈善のほうが〕その方法において自由であり、計画において大胆なのである」（Bosanquet, B. 1909, 235）。したがって、『多数派報告』における福祉行政（彼らの構想では「公的扶助当局」）の役割は、慈善（「自発的援助委員会」）の活動を補助し、福祉対象者をそうした方向へと誘導する枠組みにすぎないと位置づけられていた。例えば、失業者に対する「扶助」の提供にあたっては、「劣等処遇」すなわち「自発的援助委員会」よりも一段低い処遇が勧告されていた。しかも、この場合「扶助」が与えられる時に、経済的な自立に向けた努力の有無でもって

「在宅」と、「施設」への収監とに振り分けられる。これらは、「自立と保険のために真実の努力」をした者すなわち、「品行の良いものを優遇する」方策であった⁸⁾。

他方で、『少数派』のウェップは、貧困原因の分類と専門的処遇という行政機構の改善によって救貧法の現状を開拓しようとした。ただしそれは、救貧法への復帰ではなく、20世紀初頭という新たな時代にふさわしく拡大再編されなければならない。ウェップの目には、ボザンケらの『多数派報告』は、「1834年原則」への明確な後退傾向に見えた。私的慈善が福祉行政よりも望ましく、福祉行政は「救済抑制」的に運営されるべきだという『多数派』の提案は、1834年の新救貧法を想起させるからであると (Webb, 1910, 274-82)。

しかし、このように強い口調でなされた『多数派』批判の真意を、「1834年原則」と直接に結びつけて理解するのは危険である。過去の研究は、この言葉にとらわれるあまり、「救貧法から福祉国家へ」という単線的図式を両者にあてはめて理解し、ウェップとボザンケ両者への内在的理解を妨げてきたからである。実を言うと、ウェップは『多数派』の「救済抑止」の背後にある特定の理由に理解を示していたのであった。それは救貧政策における財政問題のことである。つまり、新しい時代にふさわしい処遇を具体化するにあたって、1834年以来の「救済抑制」措置を単純に廃止すれば、福祉支出に歯止めが効かなくななり、「財政危機」や「性格の危機」が引き起こされるかもしれない。福祉政策を限られた財政制約のもとで運営すべきだという前提において、ウェップは『多数派』の想定に一定の理解を示していた。「個人主義的貧困認識」という誤ったボザンケ像を流布させる発端ともなったウェップの言葉（「1834年原則への後退」）の真意は、福祉政策の近代化と財政規律との両立困難という問題であった。しかし、だからといって『多数派』のように「抑止」的措置をとることは好ましくない。ウェップはここで「予防」というアイデアを打ち出した (Webb, 1910, 314-315)。

ウェップは言う。20世紀初頭にふさわしく福祉行政を刷新するには、「もう一つの原理、すなわち予防の原則が認められなければならない。それは個人に働きかけたり、環境に働きかけたりすることで、窮乏のいくつかの原因を予防

し、かつその原因が作用する初期段階で抑制するという原則である」（Webb, 1910, 284）。つまり、1834年以来の救貧法や『多数派』の提案にあっては、貧困救済はあくまで窮乏が発生した事後の課題であった（Webb, 1910, 314）。これに対し、ウェップは窮乏発生の事前においても「予防」的介入を行うべきだと主張した。「抑止に代わる唯一効果的な代替案は、予防原則である」と。ウェップは、貧困者の医療サービスを例に、医師が、患者を治癒可能な初期段階で処置出来ず、窮乏に陥るまで待機せねばならないことで、かえって治療費を増大させ、財政資金の浪費をもたらしているというジレンマを指摘し、「現状の混乱からの唯一の安全かつ有益な脱出方法は、予防原則に基づいて前進すること」と主張する（Webb, 1910, 316）。

以上、『多数派』と『少数派』の提案の背後にあったのは、救貧法の混乱が、貧民の怠惰を助長しているという共通認識と、それを解決する手段としての私的慈善、行政機構それへの期待の違いであった。さらに、ボザンケは私的慈善が「市民精神」の回復に好都合であること、ウェップは行政機構の近代化が「予防」にふさわしいことを理由に挙げていた⁹⁾。次に、こうした対立の背景にあった社会理論の差異について、ボザンケに注目してみよう。

2. ボザンケにおける救貧法認識

そもそもボザンケは貧困問題をどのように捉えていたのだろうか。この点については、ヘレンの著作『民衆の強さ』（初版1902年, Bosanquet, H., 1903）が特徴的である。ヘレンは貧困問題を、経済社会における「進歩」の方向性とからめて論じていた。ヘレンは、目下進行する経済発展を前提として受け入れ、労働者個々人が目指すべき「進歩」の方向性を以下のように指示す。

ヘレンは、まず人間の経済生活における「依存」から「自立」へという図式を基本に据える。人間は幼い時は家族に「依存」しているが、やがて親から「自立」していくかざるを得ない。個々人は、幼い時期から、自己の生活に「利害関心」を持って主体的に関わるべく訓練される。そこでは、先見・節約などの「合理性」と「勤労」を身につけることになる。やがて、親からの「自立」を果たした個々人は、自ら家族を形成し、また地域・職業へと、徐々に自らの

「利害関心」の範囲を拡大していく。こうして、個々人は、家族や多様な相互扶助組織¹⁰⁾へと参加することで、狭隘な自己を克服して、公共的な「利害関心」を合理的に達成しうる主体として発展していく。

さらにヘレンによれば、経済発展につれて生じる物質面での所得増大に即して、主体の内面における生活改善がなされる必要がある¹¹⁾。例えば、貧困階層の間では、賃金単価が2倍になった場合に、消費水準を引き上げずに、労働時間を2分の1に減少させてしまう誘因が存在することがある。また、仮に所得が増大した場合においても、「飽和点」を越えた所得が、「飲酒」などのために浪費されてしまうことがある。ヘレンは、経済発展に即して労働者が「進歩」していくためには、「所得の増大」と歩調を合わせた「進歩的な欲望」とより高层次な「利害関心」が必要となると見る。

ヘレンは、その方策を、3点に分類している。第一に、生活への支配権を彼ら自身の手にゆだね、家族などの身近な「利害関心」の育成をはかること。第二に、自己の階層よりも一つ上の階層を「模倣する」(emulate) こと。これは「全ての階層を永続的な進歩のチャンスへと導く最良の方法」である。第三に、「彼自身の身の回りより広い生活への関心」を抱かせること。具体的には、地方自治、貧困救済¹²⁾、労働組合などのコミュニティや「相互扶助」活動への参加を促すことであると見た¹³⁾。特に、「過去100年の社会史を振り返れば、イギリス人の本質が、抑圧的立法と偽の依存から解き放たれた場合に、いかに相互扶助を強化する力を有しているかを立証することになろう」(Bosanquet, H. 1903, 142) と述べ、労働組合、協同組合、友愛組合などの価値を高く評価し、「19世紀を通じた進歩」とみなしした。みられるように、個人レベルで完結するところの、消費様式を含めた生活改善にとどまらずに、相互扶助組織への参加といいわば共同体への参加をもって、「進歩」とみなしている。このことは、後に述べるところの「倫理」、「マインドの進化」というボザンケの社会哲学と密接に関連する要素である。

ところが、救貧法の現状においては、こうした理想的な進歩の道筋が断たれてしまっている。貧困とは、「依存」、「自立」(=勤労)、「利害関心」の拡大、上層の「模倣」、「相互扶助」という発展段階のどこかで、発展が阻害されてい

ると¹⁴⁾。それでは、こうした発展を阻害する要因は何であろうか。ヘレンは言う。

「我々は経済学研究において、人間の労働の動機は、彼自身、家族の飢餓を回避する欲求にあると考えがちである。我々は言う。彼が肉とパンを、労働の不利益に対して斟酌するのは、飢餓のムチであると。しかし、現在のような最も文明化され組織化されたコミュニティにおいては、これらの初発的な動機はめったにそうした単純な形態では機能しない。労働と飢餓との間の選択はめったに直面させられることはない。救貧法と慈善供与があることを全く知らない人々の想像の中では別であろうが。直面させられる選択は、労働と依存との間にあるのだ」(Bosanquet, H. 1903, 89-90)。

貧困問題を生み出す社会的原因は、誤った形で運営されている救貧制度そのものにあるという主張である。「飢餓のムチ」という強制が人間の「労働の動機」を形成した過去とは異なり、近代のような「最も文明化され組織化されたコミュニティ」においては、すでになんらかの福祉制度（慈善、救貧法を問わず）が成立している。先に述べたように、ボザンケがCOS実践を通じて見たところの混乱しきった救貧法と慈善の状況もその一例であろう。言い換えれば、ボザンケには、市場経済に内在的なメカニズムによって貧困を説明する視座が薄い¹⁵⁾。貧困の原因は誤った救貧制度であるということになり、それならばどうしてそもそも救貧制度が必要とされているのか、という点についてボザンケは語っていないからである。

貧困は、主体の正常な「進歩」の阻害によって生じるわけだが、これを促したのは一方的に「施し」を与える無責任な他者ということになる。「全ての経済問題は倫理的である」と言うボザンケは、いわば憐憫の情のみからの無責任な「施し」を厳しく戒めた(Bosanquet, H. 1903, 109-110)。それならば、前節で確認したボザンケにおける私的慈善の重視は、このような救貧制度全般への懷疑から引き出されたのであろうか。ボザンケを個人主義的貧困観の代表とみなす論者は、こうした側面を強調して来た。だが意外にも、ボザンケの救貧論には、

イギリス理想主義哲学の先駆者とみなされるT.H.グリーンの積極国家論に一脈通じるような国家論が前提されていた。バーナード・ボザンケの主著『哲学的国家論』(初版1899年)に着目してみよう。

3. ボザンケの社会哲学

『哲学的国家論』において、バーナード・ボザンケは、19世紀末の西欧社会思想を概観し、「社会哲学」と「社会学」との連携の必要性を力説した。ここで言う「社会哲学」とは、古代ギリシアの政治哲学に起源をもつ「十分かつ多面的な社会生活への目的論的な進化の思想」のことであった。それは、キリスト教秩序が支配した暗澹たる中世をくぐって、現代すなわち「近代的国民国家」の時代に甦るべきものであった。ボザンケは、プラトン(BC427-BC347)、アリストテレス(BC384-BC322)からカント(Immanuel Kant 1724-1804)、ヘーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel 1770-1831)にいたる社会学者を列挙しつつ、ルソー(Jean-Jacques Rousseau 1712-1778)に最大級の賞賛を送っていた。ボザンケはロック(John Locke 1632-1704)のいう「社会契約」論が現実的根拠を持たないと批判し、ルソーの「本質的に社会的な存在としての人間による共通生活という思想」を高く評価した(Bosanquet, B.1923, 12)。社会を構成する個々人には、もともと社会と調和的な倫理性を形成させる素地が備わっているという見方である。だが、「社会哲学」を新しく再生させるには、「近代国民国家」の「経験」が必要となり、ここに「社会学」の意義がある。「社会学」とは科学的方法に依拠した「近代」に特有なものであるからだ(Bosanquet, B. 1923. 10)。

彼は、「社会学」を、それが依拠するアナロジーに即して、「社会物理学」(コントAuguste Comte 1798-1857)、「生物学的社会学」(スペンサー Herbert Spencer 1820-1903, ハクスリー Thomas Henry Huxley 1825-1895), 「唯物論」(マルクス Karl Marx 1818-1883), 「法学」, 「人類学」, 「心理学的社会学」(タルド Jean-Gabriel Tarde 1843-1904)などに分類した上で、特に、「生物学的社会学」と「心理学的社会学」との2つに力点を置いて自己の論理を展開していく。

ボザンケによれば、スペンサーに代表される「生物学的社会学」は、その有機的社会把握と「進化」概念において高く評価されるべきものであった。ボザ

ンケによれば、「生物学的社会学」において、社会と個人との関係は、形式上、以下3通りのアナロジーに比すことができる。つまり、1) 地球上の全ての種と特定種との関係、2) 特定種とその個体との関係、3) 個体とその器官の関係との3つである。1), 2) のアナロジーでは個人間の「生存競争」つまり対立関係が自ずと強調され、3) では逆に個人間の「協調」関係が示唆されることになる。スペンサーが採用したアナロジーは、1), 2) のように個人と社会の対立を基調とした人間社会把握であった。3) のアナロジーを適用できるほどには人間社会が「うまく組み合わされていない」と見ていたからである。ボザンケは、こうしたスペンサーの社会認識が、「倫理過程と宇宙過程とが完全に対立する」という「方法論的個人主義」の過ちに陥っていると見た。ボザンケは、スペンサーが拒否した3) のアナロジーをベースに、「倫理過程」の自律的発展可能性という観点から「生物学的社会学」を乗り越えるべく模索していた¹⁶⁾。

ボザンケにとって、「心理学的社会学」の意義はここにあった。ボザンケは「社会は有機体には類比できないが、頭脳には類比できる」というタルドの言葉に着目する。タルドは、「発明」と「模倣」という概念により、人間の頭脳・精神レベルでの「社会的マインドや意志の実際の形成作用」を分析している点で高く評価される。タルドによれば、人間は本来「協調的な精神」を備えている。「ある者によって抱かれた原理が他者によって修正・応用されていく」ことで、「協調的精神」が、高次の形態へと発展していく可能性を有すると把握されている（Bosanquet, B. 1923, 41-42）。

ボザンケは「あらゆる人間精神は、それが思考し活動する場合において、統覚システム（apprecient systems）つまり組織付けられた性向の構造物である」という。本来、精神とは「潜在的には様々なレベルで自己矛盾的である」が、「一つのシステムが活動的である場合には、他の全てのものは不活性化し、構造物全体を貫く矛盾を隠す」と。つまり、精神の構成要素である様々な欲望は、本来、相互に矛盾して併存しているが、外的環境に対して、この矛盾は即座に露呈するわけではなく、ある統一的な目的指向の元に、「休眠」させられるというわけだ。ボザンケは、こうした「精神システム」のアナロジーで、様々なレベルで利害対立をはらんだ社会集団の統一性を説明する（Bosanquet, B. 1923,

161-164)。

彼の主張が最も集約されているのが、「実際的で一過性の意志」(actual casual will) と「真正意志」(real will) との区別をめぐる議論である。ボザンケの社会哲学は、イギリス理想主義哲学の潮流の上にあったことは言うまでもない。実際、ボザンケは、T.H.グリーン(Thomas Hill Green 1836-1882)によるシジウィック(Henry Sidgwick 1838-1900)批判の論点を踏襲しながら、功利主義的人間観の基礎にある「感情」に対比させ、「理性」の役割を重視していた。その際、ボザンケは、人間の意志を「現実的で一過性の意志」(actual casual will) と「真正意志」(real will) とに区別する。「現実的で一過性の意志」とは、動物的欲望に代表される衝動であり、他方で「真正意志」とは社会的に普遍性を有した眞の欲求とされる(Bosanquet, B. 1923, 138-140)。ボザンケは、カントの倫理学におけるように「批判」の役割を強調した。「“批判” することは、部分を全体との正当な関係に、そして全体と調和した関係に調整することである。」¹⁷⁾ その場合、目前の「狭隘なわがまま」を抑制し、厳しく自己を抑制することが求められるなど、ボザンケの論法が、規範的色彩の強いものであったことは事実である(Bosanquet, B. 1923. 132)。だが、「精神システム」としての倫理発展のアナロジーを強調するボザンケは、こうした規範的な世界を彼岸の理想に据えることなく、社会で達成しうる現実性を持つと主張する。つまり、ボザンケは「社会的マインド」の発展をめぐって、「社会哲学」と「社会学」の統合を目指していたのであった。

ボザンケは「社会的マインド」の涵養にあたっては、様々なレベルの社会集団の役割を重視した。その際、家族、近隣、国家という重層的な構造で議論が展開される。出発点は家族である。両親が子供を扶養する場合に典型的なように、家族生活においては、狭隘な自己を離れて、家族全体にとって合理的な行動が選択される。ボザンケは、家族に基礎を持つ「社会的マインド」を、動物的な基礎をもつ最も本源的なものと位置づけた(Bosanquet, B. 1923. 278-280)。

次に、近隣と地区が挙げられる。家族が血縁によって媒介されるのに対し、近隣は距離の近さという「感覚的接触」によって媒介されている。個々人にとつてそれはリアリティを持つ実社会であり、「社会的マインド」が涵養される具体

的素材を提供する。その最も極端な例が、ギリシアの古代都市国家であり、そこでは「国家はほとんど感覚的な事実であった」。ところが近代の都市生活においては、相互の直接的な人間関係が希薄化することで、「感覚的接触」は薄れていかざるを得ない。近代においては、「地方政府」などの新しい制度が近隣の代わりを果たすとボザンケは言うが、一見すると、ボザンケのいう近代は悲観的にも見えてくる（Bosanquet, B. 1923. 286-289）。

ところが、ボザンケは「分業」、「社会の分化」といった近代に特有の要素が、近隣の「感覚的接触」を離れて、より高次な「社会的マインド」の発展に貢献すると見た。ボザンケは社会的分業が未熟な社会では、単一の構造が家計毎に共通しているが、社会全体の編成原理は未熟であると言う。なぜなら、「未分化な社会」においては「発展した知性」が見られないからだと。これに対し、「分業」が支配的になると、個々人はより精緻で明確な知的能力を求められる。分業によって個々人は「社会全体への明確な奉仕を行うために彼自身を適用させる」ことで「社会的マインド」をより一層、発展させていく。しかも、職業は「倫理思想として、それは男女を家族や近隣の外部へと連れ出す」ことで、より広いレベルの社会認識を発展させる（Bosanquet, B. 1923. 290-293）。「それ〔社会的マインド〕は、科学的世界觀なのだ」とボザンケは述べた（Bosanquet, B. 1923. 275）。

そして「社会的マインド」の最終的到達点が「国民国家」である。それは「共同生活の基礎作りに必要な共通の経験を有する最も広い組織である」。しかし、「分業」、「社会の分化」を経た近代においては、「国民国家は、都市国家がその市民に対して依存していたほど、国民国家は住民には依存していない」。ボザンケは、それを「倫理思想としての国民国家」を呼び、なんらかの感覚的実体というよりも、「信念、目的、任務」という倫理的存在と見た。「国民国家」を意識する時には、個々人の「社会的マインド」は最も高次に展開することになる（Bosanquet, B. 1923. 298-299）。

さて、このように、家族、近隣、分業、国家などの各段階を経て「社会的マインド」の発展が促されるわけだが、その場合、国家はいかなる役割をはたすべきであろうか。ベンサム（Jeremy Bentham 1748-1832）に代表されるように、

国家権力によって倫理的行為を強制するという根強い考え方もあるが「報酬と懲罰」による個々人の誘導策は、行為の倫理的基礎を狭隘な損得勘定に後退させてしまう (Bosanquet, B. 1923. 176)。ボザンケは、こうした功利主義的介入を、「権力による道徳性の促進は、完全な自己矛盾である」と斥けた (Bosanquet, B. 1923. 179)。

ボザンケは、国家の任務が「最良の生活と公共善」を発展させることにあるとしながら、実際の使命は「障害の除去」に限定されると主張する。その前提には、近代社会においても個々人の倫理が予定調和的に進歩していくという、ボザンケ特有の社会認識が存在した。国家は「社会的マインド」の進化を正しく見据え、その十全な發揮の環境整備に力点を置くべきである。「国家活動は即時的な関係においては消極的であるが、実践と究極目標においては積極的である」とボザンケは主張したのであった (Bosanquet, B. 1923. 178)。ボザンケは、独自の予定調和的な社会秩序認識のもとで、イギリス理想主義哲学と(旧)自由主義との結合を果たしたと見ることが出来るのである。

4. むすび

先にボザンケの救貧論の特徴として、貧困原因を誤った貧困救済に帰着させる独特の視座を確認したが、こうした議論の根底には、このような国家論が敷かれていたのであった。「全ての貧困問題は倫理的である」というボザンケにあって、国家の役割とは、誤った貧困救済を改め、友愛組合に代表される相互扶助的な活動を促すための環境整備にあった。

ボザンケの思想体系は、グリーン以降のイギリス理想主義の系譜にあることは明らかである。ただし、ここでグリーンの名前を論じる時、同時代の、ホブソン、ホブハウスらの新自由主義とは慎重に区別されるべきである。フリーデン (Freeden 1978) が指摘しているように、ホブソン、ホブハウスらの新自由主義とは、「個人主義」を強化するための国家介入の構想であった。他方で、ボザンケの積極国家論は、集団的倫理という価値を保持していくための枠組みの形成に力点を置く。それは、集団的自助、相互扶助という価値を、その時々に積極的に強化していくための国家の役割であった。そしてその役割は、安易な

感情論が、なし崩し的に無原則化させていく社会制度を、再び本来の姿に引き戻す役割を負う。「国家活動は即時的な関係においては消極的であるが、実践と究極目標においては積極的である」というボザンケの言葉は、このような文脈において正しく理解できるのである。

以上、ボザンケの救貧法改革をめぐる議論から、それを支えていた主体把握および社会ビジョンの特徴を概観してきた。以下、ウェップとの対比で論点を整理してみよう。救貧法改革における実践課題において、ウェップとボザンケの対立の背後にあったものは、救貧行政の混乱が貧民の無用な怠惰を助長しているという認識の共通性と、解決策としての慈善・行政機構へのそれぞれの期待の差であった。ボザンケの慈善への期待は「市民精神」の回復・発揮への有効性が高いという判断であり、ウェップにおける行政機構重視は「投資としての予防」をより有効に担えるという行政学的な判断からであった。

ボザンケは、近代における「依存」から「自立」へという生活態度の確立を何よりも重視した。このことは貧困原因をめぐる理由付けにも見られ、それは対象者の自立に無関心な「施し」が貧困を生み出すという同義反復的議論になっていることに特徴がある。貧困問題は、怠惰な個人の問題ではあるが、むしろ誤った方法で援助を与える側の問題でもあると捉え直されているわけである。

他方で、ボザンケは「倫理」、「社会的マインド」に着目しつつ、分業を基本とする近代社会においても、そうした要素は予定調和的に「進歩」し続けていくという楽観主義に立っていた。国家の役割はこの「進歩」を推し進めることであるが、あくまで「障害の除去」に留まるべきであり、無神経な干渉は、むしろこの芽を摘み取ってしまうと把握される。友愛組合などに体現されている相互扶助の精神を発揮させる環境を形成していくことが、ボザンケの最終的なねらいであった。つまり、相互扶助・倫理発展の内発性を重視したボザンケは、これを阻害しないように国家役割を制限しつつ、相互扶助、慈善などの中間組織（コレクティビズム）が機能を発揮できる環境を整備しようとしたのであった。

注

- 1) 以下で、“ボザンケ”と表記する場合は、バーナード、ヘレンを区別しないこととする。ウェップ夫妻の福祉政策論については、江里口2005、江里口2006を参照。

- 2) 例えばクラウザー (Crowther 1981)によれば、19世紀末から20世紀初頭にかけて、原則禁止されたはずのワークハウス外救済の数が、ワークハウス救済の数を常に上回っていた (p.60)。ブランデイジ (Brundage 2002, 110-153) も参照のこと。
- 3) 簡単な説明にとどめておく。「ワークハウス原則」とは労働可能者への救済をワークハウスへの収監を条件に行おうとするものであり、「ワークハウス外救済」(Outdoor Relief) を否定するものである。「劣等待遇」とは、ワークハウス内部での収容者の待遇を、労働市場における独立労働者のそれよりも一段低くすべきという「抑止」的救済原則のことである。最後に、「全国的統一性」とは、中央の組織を頂点にしたヒエラルキーモデルの上で、地方毎に待遇の原則にバラツキが出ないよう統制していく原則である。なお、これらの3原則は、ウェップ夫妻が名付けたものであった。ウェップの救貧法史についての見直し作業については、本章の課題を超えており、さしあたりキッド (Kidd 1987) を参照のこと。
- 4) 設立期のメンバーには、チャールズ・ボザンケ (バーナード・ボザンケの兄), O.ヒルらが含まれる。バーナード・ボザンケは、C.ロックらとともにCOSの第二世代にあたる。
- 5) 高野(1985)149頁を参照。
- 6) 1909年時点でのブリテン全体の地方当局による福祉関係の支出は、1381万ポンドと推計されているから、「ワークハウス外救済」に支出される年400万ポンドは、実に3分の1弱にあたる (Mitchell & Dean, 1971, 416-9, 423-4)。
- 7) キッドは、ウェップのこうした側面を重視し、「ウェップは、国家権力の道徳的な潜在性についてパトナリスティックな見解を有していた」と指摘していた (Kidd 1996. pp.189-196)。
- 8) Royal Commission, 1909, 423-5。なお、鬼木 (2005) によれば、A.マーシャルも「公的年金」をめぐってCOSや公的当局が連携して、自立や友愛組合への加入などを促すインセンティブを与えるような制度を模索していた。
- 9) ボザンケは後に『多数派』も予防の重要性については『少数派』に劣らないとして、ウェップに賛同していた。しかし、方で、ボザンケは『少数派報告』を批判して、「分離報告（少数派報告）の著者（ウェップ）は、慈善が持つ建設的な事業と進取の気鋭が、家庭への接触において発展させられた方法と経験であることを理解していない」 (Bosanquet, B. 1909, 235) と述べ、自己の構想の優位を譲らなかった。
- 10) ボザンケは国家と個人とを二項対立的に理解せず、家族、慈善、労働組合、友愛組合などの様々な中間組織の意義を重視していた。セイン(Thane 1996), 高田(2001)らが描き出そうとする「福祉の複合体」史の問題意識の好例とも言える素材である。もちろん市場、国家、中間組織の役割分担のあり方は、思想家によって様々な型がある。詳しくは、江里口(2001)を参照のこと。ボザンケ夫妻においては、ミル、マーシャルの議論において重視されていた協同組織・企業組織が暗黙に無視されていることは、彼らが中間組織に託した役割が、必ずしも経済主義的なものではなかったことを示唆している。
- 11) ヘレンは、経済発展による「所得の増大」について、「ベンサム主義者」シジウイックの議論を引用している。すなわち、第一に、富の増大は「幸福の増大」をもたらし、第二に、「幸福の増大」は富の量におうじて減少する、と。この場合、特に第二の点から、「富の最終効用」は、富者よりも貧困者のほうが大きいとして、「所得分配の平等化」が導かれるという主張に着目する (Bosanquet, H. 1903, 74-75, 82-83)。
- 12) バーナード・ボザンケは、「“慈善”とは“近隣への奉仕”である」と述べていた (Bosanquet, B. 1892-1893. 61.)。

- 13) ヘレンは、貧困対策思想として「依存」から「自立」へという基本的処遇から、さらに一歩を進めて、貧民自身による積極的な公共奉仕と社会参加による「社会的マインド」の涵養という方策の倫理的意義を認めており、チャーマーズの議論を高く評価していた (Bosanquet, H. 1903, 98.)。なお、チャーマーズの福祉政策思想については、関(2002)を参照。
- 他方で、ヘレンは、所得の増大をコミュニティへの奉仕に結びつけ、さまざまに活躍する上層の階級では、こうした「社会的マインド」が成功裏に育成されていると見た。その意味で、ヘレンらの議論は、いわゆる中産階級の生活倫理を下層に投影した議論でもある (Bosanquet, H. 1903, 98.)。トインビーらによるセツルメント運動と同時に、ボザンケトのCOS実践理論も、エリートとしての自らの生活規範を、下層に模倣させようとする議論であり、この時期の社会改良運動の特徴でもある。また、貧民の生活態度をめぐるこうした視角は、多かれ少なかれビアトリス・ウェップにも共通していた。
- 14) こうした観点は、『多数派報告』におけるボザンケの主張の中心でもあった。実際、ボザンケは『多数派報告』を解説しながら「ポーパリズムは、自己自身と家族とを社会的な水準に維持することの失敗である」と述べていた (Bosanquet, B. 1909-1910, 255)。
- 15) 例えば、この点をJ.A. ホブソンら新自由主義者は強く批判した。江里口(2001)などを参考のこと。
- 16) だが、スペンサーは、人間社会が「生存競争」を超越する秩序を備えていることを否定しなかった、とボザンケは言う。ただし、その場合、スペンサーは「超有機体」という独特の概念を使用し、生物界・自然界の秩序と人間社会のそれとの「断絶」を示唆せざるを得なかった。このことは、「生物学的社会学」に固有な「高次なものを低次なもので説明する」限界の露呈である。ボザンケは、こしたサイエンスとアートとの分離傾向がハクスリーにおいてより一層明確になったとみた (Bosanquet, B. 1923, 24-26)。
- 17) Bosanquet, B. 1895. 280. なお、この文献は、いったんバーナード・ボザンケの編集による、C.ロック、ヘレンらCOSメンバーの論文集 (Bernard Bosanquet(ed.) 1895. *Aspects of the Social Problem by Various Editors*, MacMillan and co.)に収められた。1999年の全集にはこれと類似の名称で、*Essays on Aspects of the Social Problem and Essays on Social Policy, Collected works of Bernard Bosanquet, Vol.14*があるが、こちらはスウィートによって編集されたバーナード・ボザンケ1人の論文集であり、1895年のボザンケ編の複数著者の論文集とは別物であるので注意が必要。編集事情については、19巻のスウィートによる「序文」を参照のこと。

参考文献

- Barker, Ernest 1946, *Political Thought in England*, Oxford University Press (堀豊彦, 桦正夫訳
『イギリス政治思想4, H.スペンサーから1914年まで』, 岩波書店, 1954年)
- Beer, Max. 1940. *History of British Socialism*, Vol. II, G. Bell & Sons, LTD, London. (大島清訳
『イギリス社会主義史』四, 岩波文庫, 1975年)
- Bosanquet, Bernard, 1892-93, Principle and Chief Danger of the Administration of Charity,¹ 1st published in 1892-1893, revised in *Essays on Aspects of the Social Problem and Essays on Social Policy, Collected works of Bernard Bosanquet, Vol.14*, 1999
- Bosanquet, Bernard. 1895. The Duties of Citizenship,¹ 1st published in 1895, revised in *Science and Philosophy and other Essays, Collected Works of Bernard Bosanquet, Vol.19*, ed., by William Sweet, Thoemms Press, 1999, p.280.

- Bosanquet, Bernard(ed.) 1895. *Aspects of the Social Problem by Various Writers*, MacMillan and co.
- Bosanquet, Bernard, 1909, Report of the Poor Law Commission, 1. The Majority Report, revised in *Essays on Aspects of the Social Problem and Essays on Social Policy, Collected works of Bernard Bosanquet*, Vol.14, 1999
- Bosanquet, Bernard, 1909-10, Charity Organisation and the Majority Report, 1st published in 1909-10, revised in *Essays on Aspects of the Social Problem and Essays on Social Policy, Collected works of Bernard Bosanquet*, Vol.14,1999
- Bosanquet, Bernard. 1923, *The Philosophical Theory of the State*, first ed. in 1899, 3rd. ed. in 1919, revised in 1923, *The Collected Works of Bernard Bosanquet Volume 5*, Edited and Introduced by William Sweet, Thommes Press, 1999.
- Bosanquet, Helen, 1903, *The Strength of the People*, first published in 1902, 2nd ed., Macmillan.
- Brundage, Anthony. 2002. *The English Poor Laws*, 1700-1930, Palgrave.
- Clarke, Peter 1987, *Liberals and Social Democrats*, Cambridge University Press
- Corwther, M.A.1981. *The Workhouse System 1834-1929, - the History of an English Social Institution*, Batsford Academic.
- 江里口拓2001.「研究動向：イギリス福祉政策思想史－20世紀初頭における貧困・失業をめぐる諸思想－」『経済学史学会年報』経済学史学会, 40号, 9月
- 江里口拓2005.「ウェップ夫妻における福祉政策と地方行政－『救貧法少数派報告』(1909年)と『国庫補助金論』(1911年)を中心に－」秋田清編『環境としての地域』晃洋書房
- 江里口拓2006.「ウェップ夫妻における「進歩」の構想－失業対策をめぐるベヴァリッジとの対立－」小峯敦編『福祉国家の経済思想』ナカニシヤ書房
- Freedon, Michael 1978. *The New Liberalism: An Ideology of Social Reform*, Clarendon Press.
- 藤田菜々子2004.「累積的因果関係論の諸潮流とミュルダール」『季刊経済理論』41(2)
- 八田幸二2001.「J.A.ホブソンの新自由主義と過少消費説」『経済学史学会年報』40, 11月
- Harris, Jose.(1972). *Unemployment and Politics; A Study in English Social Policy 1886-1914*, Clarendon Press.
- Harris, Jose 1992. Political Thought and the Welfare State 1870-1940:An Intellectual Framework for British Social Policy, *Past & Present*, No.135, May
- 挾本佳代2000,『社会システム論と自然－スペンサー社会学の現代性－』法政大学出版局
- 姫野順一1994.「イギリス新自由主義とJ.A.ホブソンの市場・制度認識－組織（独占）と不均衡の経済学－」岡村東洋光, 佐々野謙治, 矢野俊平編『制度・市場の展望』昭和堂
- Huxley, T.H. 1989. Evolution and Ethics, in *Evolution and Ethics, with New Essays on its Victorian and Sociological Context*, Princeton University Press, 1989. (小川傳司・真理子, 吉岡英二訳『進化と倫理－トマス・ハクスリーの進化思想－』産業図書, 1999年)
- 井上洋 1984.「イギリスにおける近代的行政機構の確立過程に関する一試論－ministrial departmentの形成過程を中心に－」『法政論集』101号, 9月
- 岩下伸朗1992.「マーシャル分配論についての一考察－「進歩」の視座との関連で－」『福岡女子学院大学紀要』2号
- Jones, Kathleen 1990, *The Making of Social Policy in Britain 1830-1990*, Athlone Press, (美馬孝人訳『イギリス社会政策の形成－1830～1990年－』, 梓出版社, 1997年)
- 金澤周作2003.「江近代英國におけるフィランソロピーと緒言説」『川村学園女子大学研究紀要』

14-1

- 樺原朗,1973.『イギリス社会保障の研究Ⅰ』法律文化社, 1973年
- Kidd, Alan J. 1987. Historians or polemicists? How the Webbs wrote their history of the English poor laws, *Economic History Review*. Vol. XL.
- Kidd, Alan J. 1996, The State and Moral Progress: The Webbs Case for Social Reform c. 1905 to 1940, *Twentieth Century British History*, Vol.7, No.2
- 近藤真司,1997『マーシャルの「生活基準」の経済学』大阪府立大学経済研究草書, 第85冊
- Marshall, Alfred. 1873. The future of the Working Class, *Memorials of Alfred Marshall*, edited by A.C.Pigou, Macmillan, 1925, Kelly rep. in1966.
- McBriar, Alan M. 1987, An Edwardian Mixed Doubles, The Bosanquets versus Webbs, A Study in British Social Policy, Oxford.
- McWilliam, Rohan. 1998. *Popular politics in nineteenth-century England*, Routledge.(松塚俊三訳『19世紀イギリスの民衆と政治文化：ホブズボームトムソン修正主義をこえて』昭和堂, 2004年)
- Mitchell, B. R. & Phyllis Dean. 1971. *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge University Press.
- 大沢真理1986.『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会
- 鬼木崇光2005.「アルフレッド・マーシャルの救貧法改革論—新救貧法と慈善組織協会との関連で—』『経済論究』九州大学大学院
- Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress. 1909. *Report of the Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress*, Printed for His Majesty's Stationery Office, Cd.4499, Wyman and Sons, Ltd.
- 関源太郎 2002 「トマス・チャーマーズの窮民対策思想」『経済学史学会年報』経済学史学会, 42号
- Spencer, H. 1892. Progress; its law and cause, Essays; *Scientific, Political and Speculative*, Vol.1, D. Appleton and Company. (清水幾太郎訳「進歩について－その法則と原因」『世界の名著；コント, スペンサー』中央公論社, 1980年)
- 高田実2001.「「福祉国家」の歴史から「福祉の複合体」史へ」「「福祉国家」の射程」社会政策学会誌第6号, ミネルヴァ書房
- 高野史郎,1985,『イギリス社会事業の形成過程－ロンドン慈善組織協会の活動を中心として』勁草書房
- Thane, P. 1996. *The Foundations of Welfare State*, 2nd ed, Addison Wesley Longman Ltd. (深沢和子, 深沢敦監訳『イギリス福祉国家の社会史』ミネルヴァ書房, 2000年)
- Webb, Beatrice 1926, *My Apprenticeship*, Longmans & Green.
- Webb,Sidney & Beatrice.1909. *The Public Organization of the Labour Market : being the part two of the Minority Report of the Poor Law Commission*, Longmans Green & Co..
- Webb, Sidney & Beatrice.1910. *English Poor Law Policy*, Longmans Green & Co..
- Webb, Sidney & Beatrice.1911. *Prevention of the Destitution*, revised 1920, Longmans Green & Co..